

市立豊中病院特定行為研修導入支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 業務名

市立豊中病院特定行為研修導入支援業務

(2) 事業場所

豊中市柴原町4-14-1

(3) 施設等の管理者

豊中市病院事業管理者

(4) 業務内容

本業務は、市立豊中病院（以下「本院」という。）が、特定行為に係る看護師の研修制度に基づき、指定研修機関としての申請及び研修運営準備を行うことを目的とする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで。

(6) 担当部署

〒560-8565 豊中市柴原町4-14-1

市立豊中病院 看護部・病院総務課（※ 書類は病院総務課に提出してください。）

Tel : 06 (6843) 0101 (代表)

E-Mail : hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

2. 参加資格

参加資格は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年度・令和7年度豊中市入札参加資格を有すること（応募書類の提出期日において資格を有しない者は、契約締結日までに資格を取得すること）。
- (3) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない、若しくは、それに準ずる行為を行っていないこと。
- (4) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（会社の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立1をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 公募開始前または公募開始時点で、特定行為研修導入支援業務を履行した実績があること。

3. 質問書の提出について

(1) 提出期限

令和7年8月7日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

【様式6】で簡潔に記入し、1.(6)担当部署へ電子メールで提出。但し、評価、審査に係る内容等の質問については一切回答しない。

(3) 回答方法

令和7年8月13日(水)中に、本院ホームページに掲載し、個別には回答しない。

4. 提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和7年8月20日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出先(1.(6)担当部署 再掲)

〒560-8565 豊中市柴原町4-14-1

市立豊中病院 管理棟4階 病院総務課

E-Mail: hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

(3) 提出方法

持参（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付き書留郵便またはレターパック（赤））で送付すること。

(4) 提案内容

提案内容については、本業務にかかる要求水準書を満たすものを提案すること。

指定様式がない項目については、任意様式とするが、用紙の外周に概ね15ミリの余白をとり、文字の大きさは12ポイント以上とすること。様式は模式図やイメージ図等に注釈を付す場合は、できるだけ簡潔なものとし、見やすい大きさにすること。

(ア) プロポーザル参加申込書【様式1】（1部）：正本（社印、代表者印）

(イ) 会社の概要【様式2】

- ・ 会社の概要（資本金、支店等、設立年、社員数、業務等）
- ・ 貸借対照表（直近3年分）、損益計算書（直近3年分）

(ウ) 事業実績書【様式3】

(エ) 処分歴等【様式4】：正本（社印、代表者印）、副本（社印、代表者印不要）

(オ) 企画提案内容【様式5】

5. 書類形式について

(1) 提出部数

正本1部、副本5部（コピー可）、計6部提出。

プロポーザル参加申込書【様式1】のみ1部（正本）。

(2) その他

(ア) 用紙サイズはA4版とする。但し図面等についてはA3版も可とする。その場合はA4サイズに折り込むこと。

(イ) 提案書の提出後、補足資料の提出を求められることがある。

(ウ) 提案書の提出は、1提案者につき1案のみとする。

(エ) 1度提出された提案書及び提案内容の変更は認めない。

(オ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。

(カ) 企画提案書類の資料作成に係る費用は全て提案者の負担とする。

(キ) 参加表明書及び提案書が次のいずれかに該当する場合、無効とする。

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

※ 提出書類に虚偽記載の場合、豊中市指名停止等措置基準に基づく指名停止を行うことがある。

6. 選定スケジュール

日程（令和7年）	内容
7月30日（水）	公募開始
8月7日（木）	質問書の提出期限
8月13日（水）	質問書の回答
8月20日（水）	提案書の提出期限
8月25日（月）	委員からの質問
8月29日（金）	委員への回答期限
9月5日（金）	可否の通知

7. 優先交渉権者の選定

- （1）事業者の選定は、市立豊中病院特定行為研修導入支援業務運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、委員の合議により決定する。
- （2）評価基準の項目及び配点に基づいて評価し、評価点の高い順に交渉権者として選定する。
- （3）参加者が1者のみでも、プロポーザルを行う。但し1者の評価点が全体配点の50%未満の場合は、優先交渉権者とししない。

8. 契約

- （1）選定委員会で決定された優先交渉権者と提案内容をもとに、本院と協議の上、業務内容等を確定し、契約を締結する。なお、契約内容及び仕様については、協議の結果、提案内容に変更が生じることがある。
- （2）優先交渉権者が、優先交渉権者を特定する期日までに近畿圏内において指名停止措置となった場合には、以後本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、優先交渉権者として特定されている場合は、次点者との手続を行う。
- （3）協議の不調により、本業務を遂行できない場合には、次点者及び提案内容の評価が上位であったものから順に必要な事項を協議の上、契約締結を行う。

9. その他

- （1）提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設備等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。
- （2）本実施要領公表以降に、選定委員会の委員に当該プロポーザルに関して接触した者は、プロポーザルの参加資格を失うこととする。